

新しい公共交通システム導入可能性調査検討委託業務に係る質問と回答

質問者		質問	回答
A社	1	企画提案公募要領のうち、「3(1)参加表明者(企業)」については、共同企業体の場合、代表者または構成員のいずれかが、条件の全てを満たしていればよいという理解でよろしいでしょうか。	参加条件のうち①につきましては、全構成員が満たしている必要があります。②～④につきましては、代表者が全て満たしている必要があります。
B社	2	評価テーマ「公共交通を活用した社会実験実施のための検討事項と施策の活用について」の「施策」とは何を指すのでしょうか。例えば、検討行方際の工夫点ということでしょうか、具体的に想定されているものがあれば教えてください。	公共交通に関する社会実験を進める上で、実施すべき手続きや国の補助に関する制度(一括交付金や社総金、そのほか公共交通に関わる補助制度)を想定しています。
B社	3	評価項目のなかで、予定担当技術者の評価は、評価項目毎に体制上の担当技術者の平均で評価されるのでしょうか、それとも項目毎に最も点数が高い1人の担当者により評価されるのでしょうか。	最も評価の高い方を評価します。
B社	4	予定担当技術者の資格及び能力において、③技術士補(部門は①と同じ)とありますが、建設部門のことを指しているという理解でよいでしょうか。	そのとおりです。
B社	5	様式3-1の業務実施体制ですが、担当技術者は3名までの記入欄がありますが、担当者は最大3名までということでしょうか。	最大3名ということではありません。必要に応じて追加可能です。

新しい公共交通システム導入可能性調査検討委託業務に係る質問と回答

質問者		質問	回答
B社	6	<p>様式3-4の担当技術者の経歴等について、同種又は類似業務経歴は5件以内で記載できるようになっていますが、件数が多い方が評価されるのでしょうか。</p>	<p>件数の多さで評価が変わることはありません。</p>
C社	7	<p>企画提案公募要領の10. 評価内容、「予定管理技術者の経験及び能力」の「資格要件」で評価の順位が①技術士(建設部門:都市計画及び地方計画、鉄道)、②RCCM(都市計画及び地方計画)又は一級建築士、③技術士補(建設部門)と示されていますが、技術士(建設部門:道路)の評価は、③と同じになるのでしょうか。</p>	<p>技術士(建設部門:道路)の評価は、③と同じと考えております。 補足ですが、①については、技術士の建設部門の「都市計画及び地方計画」、「鉄道」に限定しています。③については、技術士補の建設部門と記載していますが、技術士補の建設部門と、技術士の建設部門のうち「都市計画及び地方計画」及び「鉄道」以外については、③として評価いたします。</p>